

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について
(組織改定に伴う変更)

平成19年6月1日

本日(平成19年6月1日)、原子炉等規制法(※1)に基づき、国に原子炉施設保安規定(※2)の変更認可申請を行いました。今後、国による審査を受けます。

申請の概要は以下のとおりです。

保安に関する組織および業務分担の変更

1. 品質保証体制・機能の強化

発電所の品質保証・検査グループを品質保証・検査部に改組し、3つの専門部署を設置します。

- ・品質保証グループ: 指針類管理等の品質保証活動の総括に関する業務を行う部署
- ・管理グループ : 不適合管理の総括、情報共有化会合の運営およびヒューマンエラー事象などの根本的な原因分析を行う部署
- ・検査管理課 : 定期事業者検査および定期安全管理審査対応等の検査の総括に関する業務を行う部署

2. 発電運営機能の強化

これまで発電の運営に関する業務は、1号機および2号機を発電運営一課、3号機から5号機を発電運営二課にて実施してきましたが、業務内容は、号機別の違いよりもプラントの状態(運転中/停止中)による違いのほうが大きいため、号機別の体制から業務内容別の体制に変更し、課の専門性を高め発電運営機能の強化を図ります。

- ・発電運営課 : プラント運転管理、運転中作業の作業票管理、発電消耗品管理等の発電の運営に関する業務を行う部署
- ・定検保安課 : 定検業務管理、定検中作業の作業票管理、定期事業者検査といった定検作業における発電の運営に関する業務を行う部署

※1 原子炉等規制法とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。

※2 原子炉施設保安規定とは、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定。

以上